

について御留意願いたい。【参考資料（第1⑤）】

- ① 5月分保護費の支給日については、「生活保護に係る保護金品の定例支給日が地方公共団体等の休日に当たる場合の取扱いについて」（平成4年10月12日社援保発第55号厚生省社会・援護局保護課長通知）に基づき、支給日を連休直前の休日でない日へ繰り上げること。
- ② 連休中の受診確保については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第2編問28（休日、夜間における受診確保）等に基づき、適切に対応すること。
- ③ 連休中急病で入院した要保護者から連休明けに保護申請があった場合には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10の問2に基づき、適切に対応すること。

## 16 平成30年度の地方からの提案等に関する対応方針について

平成30年12月25日に「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたところであり、生活保護関係で主なものは以下の3点である。

- ・ 保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会について、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間の短縮に努めるとともに、緊急に回答が必要な場合は、各年金事務所に対して照会が可能である旨を日本年金機構及び地方公共団体に通知
- ・ 要保護者等の収入状況調査のうち、労災保険給付の調査について、厚生労働省労働基準局が照会先であることを周知徹底し、同局への照会様式を統一
- ・ 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、必要な措置

2点目については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であるにもかかわらず、労働基準監督署に照会している事例が散見されることから、厚生労働省労働基準局に照会するよう徹底されたい。

今後、それぞれの対応方針を踏まえた通知又は事務連絡を平成30年度中に発出する予定であるので、御了知願いたい。